

小田原基署発 0715 第 1 号
令和 7 年 7 月 15 日

事業者 殿

小田原労働基準監督署長



メンタルヘルス対策推進のための講習会開催について

日ごろから労働基準行政に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023 年度を初年度として、5 年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第 14 次労働災害防止計画」を策定しました。

当該計画では、「労働者の健康確保対策の推進」を重点事項に掲げ、達成を目指す指標の一つを「メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。」としています。

つきましては、当該指標達成に向けた取り組みとして、下記のとおり標記講習会を開催いたします。裏面の URL 又は QR コードから、講習会の申込み（令和 7 年 8 月 13 日（水）23 時 59 分まで）ができますので、是非衛生管理者や安全衛生推進者等の労働衛生管理担当者のご出席をお願いいたします。

記

開催日時：令和 7 年 8 月 19 日（火） 14 時から 16 時 00 分まで
(終了時間は予定)

場 所：小田原労働基準監督署 共用会議室
(小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原 9 階)

内 容：①労働災害発生状況及び労働安全衛生規則内容について
(小田原労働基準監督署 担当者による説明)
②心の健康づくり計画の策定について
(神奈川産業保健総合支援センター 産業保健相談員による講演)

担 当：小田原労働基準監督署 安全衛生課 (0465-22-7151)

そ の 他：本講習会の参加費は無料です。

会場には無料駐車場がありません。公共交通機関又は近隣の有料駐車場をご利用ください。
(裏面あり)



神奈川労働局ホームページ(<http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>) から神奈川労働局メールマガジン と 厚労省人事労務マガジン をご登録ください

1 講習会の申込方法

以下の URL 又は QR コードからお申し込みください。

申込期限は、令和 7 年 8 月 13 日（水）23：59 までです。

なお、定員 20 名となっておりますので、満員となった場合には、早期に締め切らせていただきます。

（URL）[https://www.roudoukyoku-](https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NDM5Nw==/325ca820b04c40c199a43310fd7a43fd)

[setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NDM5Nw==/325ca820b04c40c199a43310fd7a43fd](https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NDM5Nw==/325ca820b04c40c199a43310fd7a43fd)

（QR コード）



※ 講習会の申込方法（操作方法）のお問い合わせについて
労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト運営センター
03-6388-5686

2 会場案内

小田原市栄町 1－1－15 ミナカ小田原 9 階 共用会議室



（引用）<https://www.minaka-odawara.jp/access>